強度行動障害支援者養成研修 事業者指定　Q&A

令和８年１１月１３日現在

No.	Q	A
▶研修講師の適格要件等		
1	研修指定事業者の講師としての登録要件を教えてください。	研修の講師は、指定要領2（4）エにおいて、次のいずれかに該当する者としています。 （ア）独立行政法人国立重度知的障害者総合支援施設のぞみの園が実施する指導　者養成研修を修了した者又は同研修の講師等を経験した者 （イ）強度行動障害支援者研修又はこれに類する研修の講師・ファシリテーターを経験した者 （ウ）強度行動障害を有する者の障害特性や支援技術に関する知識を有し、適切な支援計画を作成することが可能な者で、基礎研修又は実践研修を教授するのに適当と認められるもの
2	指定要領2（4）エ（イ）の「強度行動障害支援者養成研修又はこれに類する研修の講師・ファシリテーターを経験した者」とありますが、具体的には、どのような講師・ファシリテーター経験であれば該当しますか？	具体的には以下を想定しています。 （１）自治体が実施する強度行動障害支援者養成研修（直営又は委託に限る）の 講師・ファシリテーターの経験者 （２）自治体が指定する広域的人材、発達障害者支援地域支援マネジャー （３）自治体又は国立のぞみの園が実施する中核的人材養成研修のディレクター、トレーナー（SV含む）、サブ・トレーナーの経験者　（※中核的人材養成研修修了者（強度行動障害に係る標準的支援を理解）だけでは登録できません。） （４）東京都社会福祉協議会が実施する強度行動障害支援アドバンス研修の講師・ファシリテーター経験者
3	指定要領2（4）エ（ウ）の「強度行動障害を有する者の障害特性や支援技術に関する知識を有し、適切な支援計画を作成することが可能な者で、基礎研修又は実践研修を教授するのに適当と認められるもの」とは、具体的にどのような場合であれば該当しますか？	現時点では、講師又はファシリテーターの経験、知識について、一律の経験、回数や期間による基準は設けていません。 例えば、「障害特性や支援技術に関する知識を有する」とは、医師や学識経験者（専門分野により判断）を想定しています。 また、「適切な支援計画を作成することが可能な者」とは、障害福祉に従事する経験年数、強度行動障害者（児）支援の経験年数、重度障害者（児）支援加算の算定状況、強度行動障害に係る支援計画の作成件数、事業所内の強度行動障害支援者養成研修（基礎・実践）や中核的人材養成研修の修了者数等を確認し、総合的に判断します。 当該項目に該当させることで申請を希望する場合は、具体的な内容を記載してください。
4	他自治体で「強度行動障害支援者養成研修 指定事業者」として指定を受け、当該研修の講師・ファシリテーターをしています。 この場合、指定要領2（4）エ（イ）の「強度行動障害支援者養成研修又はこれに類する研修の講師・ファシリテーターを経験した者」に該当しますか？	研修指定事業者主催の「強度行動障害支援者養成研修」の講師・ファシリテーターの経験のみでは、登録できません。
5	自治体における他の法定研修（相談支援従事者養成研修、ｻｰﾋﾞｽ管理責任者研修等）の講師・ファシリテーター（直営・委託・研修指定事業者）の経験があります。 この場合、指定要領2（4）エ（イ）の「強度行動障害支援者養成研修又はこれに類する研修の講師・ファシリテーターを経験した者」に該当しますか？	他の法定研修（相談支援従事者養成研修、サビ管研修等）の講師・ファシリテーター（直営・委託・指定事業者）の経験があっても「強度行動障害支援者養成研修」の講師・ファシリの登録はできません。
6	法人内での独自の研修において、講師・ファシリテーターの経験があります。 この場合、指定要領2（4）エ（イ）の「強度行動障害支援者養成研修又はこれに類する研修の講師・ファシリテーターを経験した者」に該当しますか？	法人内での研修講師・ファシリテーターの経験のみでは、「強度行動障害支援者養成研修」の講師・ファシリの登録はできません。
7	講義を担当する講師ではなく、演習（グループワーク）において各グループのファシリテーションを担当した場合や、メイン講師の補助として従事した場合は、「ファシリテーターを経験した者」に該当しますか？	講師の適格要件等を満たす研修であれば、講義を担当するメイン講師に限らず、演習やグループワークにおいて、受講者への助言、議論の進行、演習結果の整理等を行うファシリテーターとして従事した経験も対象となり得ます。 また、メイン講師の補助として従事した場合についても、単なる事務補助や会場運営ではなく、演習の進行や受講者への専門的な助言など、研修内容に関わる役割を担っていたことが確認できる場合には、ファシリテーター経験として考慮します。